

## ■2020 年度 S 日程卒業見込特別入試法律科目試験

### 「刑法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

事後強盗の予備、強盗予備の中止、共犯関係の解消（離脱）、さらに、事後強盗における窃盗の機会の継続性、因果関係の判断など、刑法総論と各論の重要論点を問うものである。

#### 【解説】

まず、X、Yの当初の行為を事後強盗の予備として可罰的とするか否かが問題となりうる。単なる窃盗の場合は予備処罰がないために、窃盗が先行する事後強盗の構造を考慮しつつ論じる必要がある。また、本問において予備罪の成立を肯定する場合には、Xが窃盗の着手前と評価される（であろう）段階で一方向的に犯罪を止めた行為につき、予備にも中止犯規定の適用を認めるか、また、Yとの間で共犯関係の解消があったと評価するかどうかも問題となる。その判断に際しては、Xの役割や寄与度等を具体的に指摘しておく必要がある。

後半のY単独の行為であるが、1度目の窃取行為の後から2回目の侵入行為までの間を「窃盗の機会」の継続中であるとするかどうか、2回目の侵入時点でのZに対する行為を脅迫とし、事後強盗が成立するか否かの判断に際して、重要なポイントとなる。さらにはYの行為に驚いたZが転倒し、最終的には死亡した点については、Zという被害者の行為が介在しており、その上Zに特殊な病変があったという事情から、Yの行為とZの死亡結果との間の因果関係が肯定されるのかが問題となる。

以 上